

暴追センターだより

2024.7

64

暴追ながさき



(シンボルマーク)

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

ごあいさつ

長崎県警察本部

刑 事 部 長 平 井 隆



本年3月に長崎県警察本部刑事部長に就任いたしました平井でございます。

皆様方、長崎県暴力追放運動推進センターには、深い御理解と御協力を賜り、日頃から暴力団排除活動に携わっていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢をみますと、関係機関・団体による暴力団排除活動への取組み、暴力団対策法や暴力団排除条例における規制、取締りの強化により、全国及び県下の暴力団員数は年々減少傾向にあります。

その一方で暴力団は、暴力団構成員等の減少のように数的には弱体化しているように見えますが、組織実態を隠ぺいし、活動形態を不透明化させるなどしているほか、覚醒剤密売や恐喝等の伝統的な資金獲得犯罪に加え、近年、ニセ電話詐欺やいわゆる「ヤミ金融」、労働者派遣業、風俗営業など企業活動を利用した犯罪を敢行するなど、社会情勢に応じた多様な資金源獲得活動を活発化させています。

また、平成27年8月末の神戸山口組の結成に端を発する六代目山口組と離反した神戸山口組との対立抗争に起因するとみられる事件は、現在まで全国各地で

発生し、依然として地域社会に大きな不安を与え続けています。

このように、暴力団は、構成員等の減少が見られるものの、依然として国内最大の犯罪組織であり、勢力維持のためにあらゆる資金源獲得活動を行うとともに、凶悪事件を敢行して住民に脅威を与える存在に変わりありません。

県警察としましては、安全で安心な長崎県を目指し、あらゆる法令を駆使して取締りを強化しつつ、各種暴力団排除活動を推進しているところですが、暴力団の壊滅という目標は今後も県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体、県民の皆様の御協力がなければ達成できるものではありません。

県警察は、暴力団排除活動に携わる皆様と緊密な連携を図りながら、幅広い暴力団排除活動を推進してまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

結びに、県暴力追放運動推進センターの益々の御発展と暴力団排除に携わっている皆様方の御多幸と御健勝を祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

ごあいさつ

長崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員長 鮎川 愛



長崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会の活動について

令和6年度より、長崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「当委員会」といいます。）の委員長を拝命いたしました鮎川愛と申します。平素より、弁護士会や当委員会の活動にご理解とご協力をいただいておりますことに心から御礼申し上げます。

当委員会は、「民事介入暴力による被害者の救済及び被害の事前防止」を目的に掲げ設置されました。本来、人と人のトラブルは話し合いや裁判で解決しますが、暴力団等がこうした適法な手続きを踏まずに脅しや暴力で不当な要求をするのが民事介入暴力の典型です。例えば、金銭トラブルの相手方に暴力団員と思われる人物が介入してきたり、提供した商品やサービスへの不満と謝罪・金銭の交付を執拗に求められたりするなど、様々な形態の民暴事案があります。

昨今、暴力団排除への取組みの強化により、暴力団の勢力は全国的にも長崎県においても減少の一途を辿っておりますが、減少しているとはいえ、みかじめ料

の徴収や、特殊詐欺やSNSを利用した投資詐欺など新たな資金源活動を活発化させていると聞き及んでおります。こうした暴力団の活動の中に、民暴事件が潜んでいるかもしれません。

当委員会は、日頃から県警や暴追センターとの連携をはかり、民暴被害者の救済活動や民暴事案の研究、そして一般市民や企業に対する反社会的勢力排除のための啓蒙活動などに取り組んでおります。民事介入暴力により被害を受けている、または受けるおそれのある個人や企業などの被害を防止しまたは救済するために、適切な法的手段をもって対処する支援を行ってまいりますので、引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。



理事会・評議員会の開催

令和6年5月24日、令和6年度第1回理事会を開催して「令和5年度事業報告及び収支決算」等について審議し、可決されました。

6月11日には、令和6年度第1回評議員会を開催し、「令和5年度貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録」等について審議し可決され、併せて令和5年度事業報告及び収支決算等、令和6年度事業計画等についても報告がなされました。

理事会



評議員会



新専務理事ごあいさつ

皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、令和6年6月11日の評議員会で暴追センターの理事に選任され、同日付けをもって専務理事に就任いたしました中島です。

当センターでは、令和4年4月から事務局次長として勤めておりましたが、この度は専務理事に就任ということで、責任の重さに身の引き締まる思いです。

現在、暴力団の情勢を見ますと、組員の数や不当要求を含めた暴力団事件の数は年々減少しており、一見落ち着いている様にも見えますが、組織は本県内にも存在し、全国的には組織の分裂に端を発する抗争事件も断続的に発生している現状にあります。

また、近年は新たな形の犯罪として問題となっている「匿名・流動型犯罪グループ」による特殊詐欺や強盗事件等にも暴力団の関与が窺われる状況もあります。

暴追センターとしては、これらを含め県民の皆様が暴力団の被害に遭わないよう関係機関等と連携しながら暴排活動等を推進して参りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。



暴追センターの主な業務

暴追センターは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）に基づき、

- 暴力団による不当な行為の防止
- これによる被害の救済

を目的に設置され、以下の業務を行っています。

①暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動

- ・ポスター、パンフレット等の作成、配布
- ・暴力団追放県民大会の開催
- ・テレビ、ラジオ、新聞等による広報



②民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動

- ・暴力追放運動推進組織が行う各種行事の後援



③暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

- ・来訪者への面談による相談
- ・電話、手紙による相談
- ・出張相談

※相談無料 ※秘密厳守



④少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

- ・相談活動による個別の指導、助言
- ・各種団体への啓発活動



⑤暴力団員から離脱しようとする人を手助けする活動

- ・相談活動による個別の指導、助言
- ・離脱のノウハウ



⑥暴力団の事務所使用により、住民生活の平穏等が害されることの防止のための活動

- ・事務所撤去訴訟



⑦暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動

- ・見舞金の支給
- ・民事訴訟支援



⑧暴力団と対峙する企業事務所等の責任者に対する講習の実施

⑨その他

- ・暴力団員からの危害を防止するための各種機材の貸出し等

新職員紹介

本年4月から、当センターの次長として勤務することとなりました高野です。当センターの各業務において、相談、不当要求防止責任者講習等を担当しております。皆様には講習の都度、お願いしているところですが、不測の事態に備えてください。些細な事で因縁をつけられて不当要求に遭う可能性も充分ありますので、講習を通じて対処方策について少しでも理解していただければと思います。また、相談業務等におきましては、関係機関と連携をとりながら、適切に対処し、今まで以上に暴力団排除の気運が高まり、被害防止の一助となれるよう業務を推進していきますので、よろしく申し上げます。



不当要求行為防止責任者選任及び講習手続き

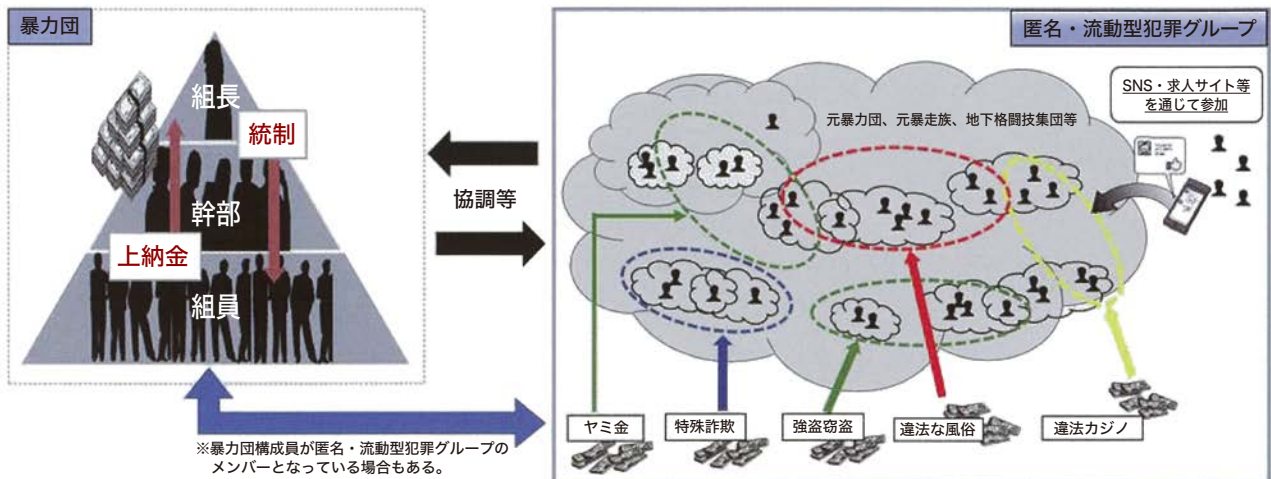


匿名・流動型犯罪グループについて

暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、暴力団等の犯罪組織と密接な関係がうかがわれるものが存在しており、これらの集団を準暴力団として取締を強化してきました。

そんな中、近年、準暴力団とは異なり、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す犯罪グループが特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの状況があります。

また、犯罪グループが、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、犯罪によって得た収益を基に各種の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する実態もみられ、準暴力団を含むこのようなグループを「匿名・流動型犯罪グループ」として、警察では取締りを強化しています。



クレーマー対策について

最近では「カスタマーハラスメント」といわれる、企業等に対して過度な要求、不当な言いがかりを付けてくるクレーマーが多く、その対応に苦慮しているという声が聞かれます。

クレーマーの対応要領としては、暴力団の不当要求に対する対応策と同様の措置が必要となりますので、今回はその対策等について説明します。

1 クレーマー対策の原則

- 先ず、クレーム内容の事実確認をする。
- 正当な要望、苦情に対しては誠実に対応する。
- 過度な要求に対しては、法的に解決する。



2 事前の準備

- ① 基本姿勢を明確にしておく
基本姿勢を明確にして、全員に周知徹底しておくこと。
- ② 対応する体制の整備
あらかじめ相談窓口を設置して、対応を一本化する。
- ③ マニュアルの策定
不測の事態に備えて、マニュアルを作成しておく。
- ④ 資機材の整備
会話を録音する等の措置をとれるよう録音機等を装備しておく。

3 具体的対応要領

- ① 相手の住所、氏名を確認する。
- ② 相手が単にクレームをつけているだけか、何を要求しているのかを判断する。
- ③ 相手より多い人数で対応する。
- ④ 話を聞くときは、こちらに有利な場所を選定し、室内には凶器となるような unnecessary な物を置かない。
- ⑤ 話の内容は録音等して記録化しておく。
- ⑥ 言動には充分注意するとともに、相手を挑発せず、挑発にのらない。
- ⑦ 相手の要求に対して即答しない。
- ⑧ 理由なき書面は作成しない。
- ⑨ 機を失せず、警察へ通報する。

賛助会入会のご案内

暴力追放活動の目的にご賛同いただき、
暴追センター事業の推進を支援する賛助会員を募集しています。

入会手続き

暴追センターへお電話ください。入会申込書を送付します。

賛助金

賛助金は、年会費制で1口

個人会費 5,000円 **法人会費 2万円** です。

加入口数は自由です。

※当センターは、公益財団法人ですので、
所得税法や法人税法の優遇措置を受ける
ことができます。

入会の メリット

- 「暴追会員之証」の交付
- 名刺への賛助会員の表示
- 暴追センター発行の広報紙やステッカー
など各種資料のタイムリーな提供



公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

所在地／長崎市万才町5番24号 ヒルサイド5ビル4F

電話 **095-825-0893**

FAX **095-825-0841**

相談メールアドレス

info@boutsui-nagasaki.or.jp

ホームページ

<https://www.boutsui-nagasaki.or.jp>

◎暴力団等のことでお困りの方は、まず相談を
無料・秘密厳守



発行と
印刷

- 発行 令和6年7月
(公財)長崎県暴力追放運動推進センター
- 印刷 長崎市弥生町8番30号 ☎095-821-2341
株式会社 岩永印刷所